

家屋や土地を取得した方へ

不動産取得税とは

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税される県の税金です。ただし相続により取得した場合には課税されません。



納める税額

取得したときの不動産の価格×税率（下表のとおり）

不動産(土地・家屋)の取得日	税率		
	土地	住宅	住宅以外の家屋
平成27年3月31日まで	3%	3%	4%

なお次ページ表の要件を満たしている場合には取得した旨を申告し、減額申請の手続きを行うことで軽減措置の適用を受けることができます。

※「不動産」とは、田・畑・宅地・山林・原野などの土地および住宅・店舗・工場・倉庫などの家屋のことです。

※「取得」とは、登記の有無、有償・無償にかかわらず、現実に不動産の所有権を取得することをいいます。取得の原因は、売買・交換・贈与・新築・増築・改築などの別を問いません。

※「取得したときの不動産の価格」とは、実際の購入価格や建築工事費の価格ではなく、原則として不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。また家屋の新築・増築・改築の場合など固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合には、全国的に統一された「固定資産評価基準」により県または市町村が決定した価格をいいます。

※宅地および宅地に準じて評価された土地(宅地比準土地)を平成27年3月31日までに取得した場合は、市町村の固定資産課税台帳に登録されている土地の価格を2分の1として税額を算出する特例措置が講じられています。

軽減を受けるための申告は

軽減に必要な書類は主に右表のとおりです。必要書類を土地、家屋の所在地を所管する各地方振興局県税部へ申告してください。

※1~3については、県のウェブサイトからもダウンロードすることができます。

☎県中地方振興局県税部課税第一課不動産取得税チーム

☎024-935-1254

☎税務課 ☎72-6932

	書類名	新築		中古	
		住宅	土地	住宅	土地
1	不動産の取得に関する申告書	●	●	●	●
2	新築住宅の取得に係る不動産取得税の減額(還付)申請書		●		
3	既存住宅の取得に係る不動産取得税の減額(還付)申請書				●
4	家屋の登記事項証明書		●	●	●
5	印鑑(認印) ※取得者全員分	●	●	●	●